

文化

文化庁行政は「保存中心」から「活用重視」へ変わるのか。「観光立国」が国策として掲げられる中、今国会で文化財の活用促進をうたった文化財保護法が成立するなど、日本の文化庁行政が転機を迎えている。背景を調べた。
(磨井慎吾)



VRで鑑賞

「VR（仮想現実）」を駆使した企画などを通して、日本の文化財の素晴らしさを国内外に伝えてほしい」

今月2日、東京都内で行われた国立文化財機構（東京・上野）内の新組織「文化財活用センター」の開所式。文化庁の宮田亮平長官は、そう激励した。

同センターは日本の文化財に親しむ機会を国内外の人々に拡大するため、今年度予算で8億円を計上して開設。国立博物館の職員ら約20人がスタッフとなり、保存上の理由で実物の公開が制限されている文化財の精密レプリカ作製や、VRやAR（拡張現実）などの先端技術を用いた映像コンテンツの制作などに取り組む。

また、同機構の傘下にある東京、京都、奈良、九州の4国立博物館が収蔵する文化財

新設組織「文化財活用センター」の看板を持つ宮田亮平文化庁長官（中央）と2日、東京都台東区。（磨井慎吾撮影）



行政文化財 転機迎える

を各地の美術館、博物館に貸し出す際、同センターが輸送費や保険料などを負担する貸与推進事業も行う予定だ。

同センターの小林牧・副センター長は「文化財に関してはもちろん本物を見るのが一番いいが、保護の観点から長時間展示できないかったり、ケース内から出せないものもある。どうすればそうした制約を超えて、文化財の魅力をアピールできるのか。本物を展示する以外の方法をこれから探っていきたい」と抱負を語る。

「自らの稼ぐ」

同センターは、昨年12月の文化審議会の答申を受けて設置された。答申は、文化財を核に、社会的・経済的価値を創出する取り組みを行うことで、保存コストを稼ぎ出すという「活用」を提言しているのが大きな特徴だ。

政府が国策として掲げる

「観光立国」の柱のひとつが、文化財の活用でもある。今年1月の安倍晋三首相の施政方針演説でも、「わが国には、十分活用されていない観光資源が数多く存在します。文化財保護法を改正し、日本が誇る全国各地の文化財の活用を促進します」と、観光資源としての利用推進を強調している。

文化庁文化財部の高橋宏治・伝統文化課長は、こうした政策転換の背景について、「文化財の保存維持にはお金が必要だが、当然ながら予算は有限。ではそのお金をどう捻出するか。ただ文化財を死蔵していたのでは、何も生み出さない。公開活用をして多

くの人に来てもらうことで、そのお金を保存修復に充てるなどの好循環を作りだそう、という趣旨だ」と説明する。高橋課長は成功例として二条城（京都市中京区）などを例に挙げ、インバウンド（訪日外国人旅行）向けの外国語解説の充実や、史跡などの文化財に関連した歴史的再現食などの体験型コンテンツの充実が重要になると話す。文化庁によると、国宝・重要文化財の総数は7月現在で1万3166件で、10年前と比べ約500件増加。修理費には今年度で約375億円を充てているが、全ての文化財について十分に対応できる額ではないという。



文化財「活用」の成功例として知られる二条城。外国人観光客対応の強化などが功を奏し、昨年度の有料入城者数は過去最多の243万9000人を記録した（北崎諒子撮影）

保存と活用…均衡はとれるのか

高橋課長は言う。「保存を決して軽視しているわけではないが、今後予算が大拡充される見込みも以上、現状のままではギリ貧になる。活用を積極的に行っていくか、いずれ保存もできない状況になってしまふ」

懸念の声も

一方、こうした活用重視路線には、歴史学系の28団体が連名で昨年10月に「より慎重な議論を求める声明」を出すなど、懸念の声も上がっている。

声明をとりまとめたのは、学術関係者らでつくる日本歴史学協会の文化財保護特別委員会。委員長を務める若尾政希・一橋大学院教授は「昨年12月の答申は建造物の専門家の発想が主体となって活用を提言しているが、文化財は多様で、例えば古文書や書籍は建物と違って集客が難しい。稼げる文化財はいいが、そうでないものは扱えないがしろになってしまうのではないかと指摘する。

今国会での改正法案可決に際しては、衆参両院で「保存と活用の均衡がとれたものとなるよう、十分に留意すること」とする付帯決議が採択された。若尾教授は「法改正はなされたが、懸念事項は先送りされた感が強い。付帯決議を踏まえて、これからどう具体的な施策が出てくるのか注視し、必要があれば前向きに提言していきたい」としている。